

防経監第3491号
19.3.30
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
衛生監
技術監
施設等機関の長 殿
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

調達業務等監査実施要領について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので通達する。

添付書類：調達業務等監査実施要領

調達業務等監査実施要領

第1 目的

この要領は、装備品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等をいう。以下同じ。）の開発並びに調達、補給及び管理、役務の調達並びに装備品等の研究に関する業務（以下「調達業務等」という。）の監査（以下単に「監査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 監査

監査は、調達業務等について、その実態を把握し、これが適正かつ効率的に行われるよう是正指導し、もって業務の改善及び能率の増進に寄与することを目的とする。

第3 監査実施体制

- 1 大臣官房長は、大臣官房監査課の職員のうち、監査を行う職員（以下「監査官」という。）を指名し、監査を行わせるものとする。
- 2 監査を担当する大臣官房審議官は、監査について総括整理する。

第4 監査の方法

- 1 監査官は、第5に定める監査実施計画に基づいて監査を行う。ただし、防衛大臣が特に必要と認める場合は、監査実施計画に基づかない監査を実施することができる。
- 2 監査官は、監査を実施するため必要な限度において、被監査機関の職員に対し、書類若しくは物件の提示を求め、又は当該職員に質問し、若しくは説明を求めることができる。
- 3 被監査機関の職員は、監査官の実施する監査に協力しなければならない。

第5 監査実施計画

1 監査実施計画

大臣官房長は、年度ごとの監査実施計画を定め、当該監査実施計画に係る年度の前年度の3月末日までに、被監査機関の長（内部部局にあっては、大臣官房長。以下同じ。）に通知するものとする。

- 2 前項の監査実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査目的
- (2) 監査対象機関
- (3) 監査実施期間
- (4) 監査対象期間
- (5) 監査項目
- (6) 監査方法

第6 監査官の遵守事項

監査官は、職務上知り得た事項をみだりに他人に漏らし、又は自ら窃用してはならない。

第7 緊急事項の処置

- 1 監査官は、監査の実施中において、著しく違法又は不当な事項があると認めるときは、直ちに大臣官房長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 大臣官房長は、前項の報告を受けた場合において、その事実が特に重要であると認めるときは、防衛大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 前2項の規定により指示を受けた者は、遅滞なく所要の処置をとるとともに、その結果を大臣官房長又は防衛大臣に報告しなければならない。

第8 監査結果の報告

- 1 監査官は、監査を終了したときは、遅滞なく、意見を付して当該監査の結果を大臣官房長に報告するものとする。
- 2 大臣官房長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該監査結果の概要（重要又は異例に属する事項に限る。）を防衛大臣に報告するものとする。

第9 監査結果に基づく措置

- 1 大臣官房長は、監査結果を被監査機関の長に通知するものとする。
- 2 第8第2項に係る報告を受けた防衛大臣は、必要に応じ、監査結果に基づき、是正又は改善を必要と認める事項について、被監査機関の長に対し、必要な指示を行うものとする。
- 3 被監査機関の長は、監査結果及び前項の指示に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第10 委任規定

この要領に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項については、大臣官房長が定める。

附 則

この実施要領は、平成19年3月30日から施行する。